

ドイツにおけるひとり親家庭への支援と課題： ミュンヘン市の調査事例をもとに

魚 住 明 代

【要旨】

1990年代末より社会保障および雇用政策上の諸改革を通じて、普遍主義的な福祉から自由主義的な政策路線への転換を図ってきたドイツは、国際的には強い経済競争力を示す一方、国内では経済格差や貧困などの社会問題が深刻化している。そうした変化の中で、経済的な問題をはじめ、様々な困難を抱えるひとり親家庭はどのような状況に置かれているのだろうか。本稿では、ドイツのひとり親家庭の現状と支援策（経済支援、就労支援、保育事情等）を概観した上で、地域の福祉団体によるひとり親支援の事例を取り上げる。ミュンヘン市で実施した調査をもとに、福祉団体と行政による連携モデルを取り上げて、直面する問題や支援の課題を明らかにしようと試みた。

キーワード：ドイツ、ひとり親、家族政策、家族モデル、ジェンダー役割

1. はじめに

1998年に誕生したシュレーダーSchröder政権は、東西ドイツの統一（1990）以降、急速に増大した財政赤字の再建を目標に、年金改革をはじめとする福祉国家改革に取り組んだ。社会保障における自由主義的な構造改革を行い、積極的労働市場政策への転換が図られた。国際的な産業競争力を維持するために企業への規制緩和を行い、低所得者の最低生活水準は保障する一方で、失業給付の削減や給付期間の短縮を行い就労を促進した。こうした変革の波はメルケルMerkel政権（2005～）下の家族政策にも大きな影響を与えている。戦後ドイツ（西ドイツ）における家族政策は、「主婦婚（Hausfrauen-Ehe）」という言葉に代表される、「稼ぎ手としての夫と家事労働・ケアを担う妻」という家族モデルを一貫して保護してきた。しかし出生減退¹が深刻な社会問題となる中で、政府は柔軟なジェンダー役割による「共働き家庭モデル」を支援する家族政策へと「パラダイム転換」（『第7家族報告』2006）を図り、家族に優しい社会の実現を目指している（魚住2007）。

1970年代以降、ドイツでも、フランスやスウェーデンなどのヨーロッパ諸国と同様にパートナー関係が大きく変化した。離婚、同棲、婚姻外カップルの増加や、結婚、出生数の減少は著しく、規範としての近代家族像は大きく揺らいできていることが窺える。そして家族に係る価値観変容の帰結は、ライフ・パートナーシップ法（2001）や婚外子差別撤廃（1997）等の家族法の動きにも見ることができ

る。またステップ・ファミリー(Patchwork Familie)の増加や、コンピューターマリッジ、コレクティブ・ハウスの広がり等、家族形態と並んで住まい方の多様化も進んでいる。

こうして家族規範が変容し、離婚や離別が増加するに伴って、ひとり親家庭も増える傾向にある。ひとり親家庭は、ドイツ社会では久しく「社会的な逸脱」とみなされてきたが、今ではドイツに住む家族の約5分の1を占めている。「喜ばしいことに、今日（ひとり親家庭は）不名誉なことではなくなった」とライエン Leyen 前家族省大臣が述べている（BMfFSFJ 2008:4）が、とはいえ現代ドイツにおいて「ひとり親家庭に焦点を当てた福祉改革は存在せず」（近藤 2010:82）、とりわけ貧困に直面するひとり親家庭への支援は、重要な政策課題である（BMfFSFJ=Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend 2010）。

本報告では、ミュンヘン市で行った聞きとり調査をもとに、家族福祉団体によるひとり親支援の取り組みの事例を取り上げ、支援の現場における問題点を把握する。それを通じて、今後の調査研究の課題を明確にすると共に、福祉国家再編を推進する連邦政府の「持続可能な家族政策」において、ひとり親家庭支援策の位置づけを問う手係りを得たい。

2. ひとり親家庭を取り巻く状況

連邦統計局は、ひとり親を「婚姻または婚姻外の関係にあるパートナーから何ら支援を受けずに、18歳未満の子どもを育てている親」と定義している。これに従えば2011年のひとり親家庭の数は約160万家族であり、ドイツ全体では5家族のうち1家族(全体の19%)がひとり親家庭である(BMfFSFJ 2012a:27)。

連邦家族省による報告書『ドイツのひとり親』（BMfFSFJ 2008）によると全ドイツで18歳未満の約200万人の子どもがひとり親家庭で暮らしており、その世帯数割合は1970年代に比べ倍増している。また東西間の差が大きく、東ドイツでは25%であるのに対し、西ドイツでは16%である。そしてひとり親家庭の約80%は、離別や離婚により選択を余儀なくされたライフスタイルであり、再婚や更なる離別、新たなパートナー関係の形成により、ひとり親家庭として暮らす期間は必ずしも長くない。パートナー関係の流動化が進むにつれ、ひとり親家庭の数は更に増加すると予測されている³。

仕事に就いていないひとり親の大部分は就業を希望しているが、保育環境の整備が不十分な中で、養育しながら職を得ることの困難は大きく、保育支援や職業訓練、就業促進支援への要請は大きい。ひとり親家庭の約9割は母子家庭であり、母親の平均就労率は66%と、女性全体の平均就労率を若干超える水準である（BMfFSFJ 2012b:28）。また母子家庭の母親の就労率は子どもの年齢と深く関係しており、18歳未満の子どもを母親は約3分の2が就労しているが、3歳未満の子どもを育てながら就労している割合は約4分の1である。ひとり親家庭の子どもの貧困リスクは高いが、その理由は、第1に経済支援が充分でないこと、第2に家庭の稼ぎ手が母親1人であること、第3に就労の可否が保育事情に左右されるためである。『第4次貧困・富裕報告』（Bundesministerium für Arbeit und Soziales 2013:18）に拠れば、ひとり親家庭の貧困リスク（40.1%）は、失業家庭(56.4%)に次いで高く、移

民の背景を持つ家庭（23.8%）、65歳以上高齢者家庭（14.2%）と続く。貧困と格差問題の深刻化に伴い、若者や移民の背景をもつ人びとの失業問題と並んで、ひとり親家庭の母親の就業促進と生活支援に政策上の関心が集まっている。

3. ひとり親家庭に対する社会的支援

以下では、ひとり親家庭への給付と社会的支援、主に経済的支援、保育制度、就業斡旋、政府プロジェクト等を概観する。

3. 1. 経済的支援

- ・養育費前払い制度（Unterhaltsvorschuss）：離婚後に扶養の義務を迫る親（多くの場合父親）が子どもを養育している親に対して、裁判所が決定した最低養育費未満の額しか支払わない場合に、国が養育費を支給する制度である。「子どもに対する養育費及び前配偶者の扶養に関する法律」の改正（2008）により、12歳未満の子どもには最長72ヶ月間、6歳未満の子どもには月額125ユーロ（12歳未満は168ユーロ）が支払われている。また子どもと一緒に暮らしていない親の養育費支払い義務は、子どもが満3歳までと定められた。
- ・求職者基礎保障：最低生活保障制度改革（ハartzIV改革、2005）により、失業扶助を廃止して新たに失業給付Ⅱが導入された。失業給付の受給が終了した者で就労可能な場合は失業給付Ⅱ、就労不可能な場合は社会扶助を受給する。稼得能力のある者は失業給付Ⅱを受給しつつ、職業教育もしくは職業斡旋を受けることが義務付けられた。ひとり親家庭の母親にも「家庭保育への専念」ではなく「就労」が奨励されている。失業給付Ⅱの受給者はひとり親家庭の41%に上る。
- ・住宅手当（Wohngeld）：連邦および州の拠出により、世帯規模と所得等をもとに算出された額が支給される。ハartz改革Ⅳ（2005）において、保護受給世帯への支給は大幅に削減されたが、失業手当Ⅱには居住費用の補助が含まれている。失業手当Ⅱを受給していない場合に受給することができる額は、ひとり親の妊婦では60€、夫婦の妊婦の場合54€、ひとり親の第1子に対し42€（7歳以上は126€）である。ドイツでは、人口の約2割が低額家賃の公営住宅に住まうか住宅手当給付を受給しており、母子家庭の約3分の1が社会住宅（国・地方の低利融資を受けて公益住宅企業・民間が運営する）に居住している。
- ・児童手当（Kindergeld）：18歳未満の全ての子どもに対して児童手当が支給される。第1、2子は月額184€、第3子は190€、第4子以降は215€であり、子どもが満18歳を超えても、就学及び職業訓練中は満25歳になるまで、求職中であれば満21歳になるまで支給される。
- ・親手当（Elterngeld）：全ての働く親に最長3年間の育児休業が保障される。「連邦親手当親時間法」（2007施行）により、親時間（育児休業）を取得する親に取得前実質所得の67%（最低月額300€、上限月額1800€）が支給される。ひとり親家庭は最長14ヶ月間、両親が養育している家庭では一人の親につき最長12ヶ月間である。

- ・更に所得に応じて児童加算（Kinderzuschlag）、児童控除（Kinderfreibetrag）の制度が設けられている他、育児期間中（3年間）は公的年金制度のための保険料支払が免責される。

3. 2. 保育制度

メルケル政権は、2005年の保育所設置法により、2013年までに1歳以上3歳未満の全ての子どもに無償の公的保育を保障することを定めた。2008年の児童支援法（Kinderförderungsgesetz）では、2013年7月までに3歳未満の全ての子どもの3分の1が公的保育を受けられるようすることを地方自治体に義務付け、現在も保育所等の定員確保に向けて整備が進められているが、供給はまだ充分ではない。2013年8月以降、主に保育施設を利用できない親の不公平感を緩和する為に、家庭で保育する親に月額100€育児手当（Betreuungsgeld：2014年8月以降は150€）を支給している⁴。

3. 3. ひとり親支援プロジェクト

ドイツ国内では地域において就労や保育を支援するための多数の支援プロジェクトが実施されている。政府が主体となって実施している例として、2009年の新プロジェクトが挙げられる。国内270箇所の候補地から12箇所が選定され、「ひとり親のための両立支援」プロジェクトが発足した。ひとり親が子育てをしながら適した職に就くことが極めて困難な事情を緩和する、地域での人的資源のネットワーク化が目的である。連邦政府は、各拠点に年間40,000€を拠出し、カウンセリングや職業訓練、就業斡旋、保育支援などを実施した。家族省、労働省を筆頭に、地域の家族同盟、多世代の家、労働斡旋所、ジョブセンターの協力に加え、5000以上の協賛企業が連携している。プロジェクト修了後も、地域における連携の活性化を目指してプロジェクトの成果報告会が開催されている。

4. 地域におけるひとり親支援

4. 1. 家族支援団体の活動

国、州、地方自治体の政策の活動拠点として、またそれを補うものとしての福祉団体の活動領域は広い。ここでは2012年8月17日～26日に実施した現地での聞きとり調査をもとに、住民ボランティアや寄附をもとに支援活動を行っているミュンヘン市の2つの家族支援団体を取り上げる。ドイツには6大福祉団体（プロテスタント系ディアコニー事業団、カトリック系ドイツ・カリタス連合、労働者福祉団、ドイツ・パリテーティシュ福祉事業団、ドイツ赤十字、ユダヤ中央福祉センター）が、地域に根付いた家族支援の歴史を持ち、行政とも密接に連携して活動を行っている。本調査で訪問した組織も其々が福祉団体の傘下にある組織で、バイエルン州およびミュンヘン市からの支援を受けながら独自の活動を展開している。

4. 2. 「母と子の家」（Haus für Mutter und Kind、所在地Bleyerstr.6）

6歳未満の子どもをもつ未婚の働く母親を一定期間収容して支援するという目的のもと、パリテー

ティッシュ福祉事業団と州都ミュンヘン市が協力して 1963 年に創設した。パリーティッシュ福祉事業団は、ほぼ 1 万に及ぶ数の活動団体を傘下に有し、保育園、失業者支援組織、病院などを運営し当事者による自助活動を支援している。ミュンヘン市において「母と子の家」を設立した当初は、上限 88 名のドイツ国籍の未婚の母親を收容し、子どもを里子に出さず、母と子が一緒に住まいながら経済的な自立ができるようにすることを目的とした。母親の就労継続のためには保育所が不可欠であるとの要望から、施設内保育所(生後 8 週～3 歳まで)と幼稚園(3 歳から就学まで)を設立した。当初の入居条件は現在よりも厳格であったが、社会環境の変化と共に、非就業の母親や子どもと別居している母親、外国籍の母親なども(過去半年間のミュンヘン市での居住実績があれば)、受け入れるようになった。更に「2 子を育てている母親は 1 子の母親よりも広い居住空間が必要である」等の要求を受け入れて、年を追うごとに居住面積を拡大した。次第に施設内に 1 K ないし 2 K の住居が増設され、社会教育士(Sozialpädagoge)による定期的なサポートも加わるようになった。2012 年 8 月現在、「母と子の家」はミュンヘン市最大の母子施設となり、1 K の住居 40 戸と 2 K の住宅 24 戸(18～36m²)を有する(写真 1)。スタッフの数は 32 名である。付属の保育園は生後 8 ヶ月から幼稚園入園までの 48 名の 6 歳未満の子どもを收容することが可能である。全日制の幼稚園では 40 人を收容し、空席があれば近隣の子どもを募集することもある(写真 2)。但し、障がいや精神的疾患を持つ母親へのスタッフの対応は十分でないため、対応が可能な他の施設を紹介するという流れが作られている。1 人の母親がこの施設に滞在できる期間は 3 年間で、2011 年の統計によれば 41 カ国からの母親 111 人と子ども 137 人が居住した。移民の母親の割合は極めて大きく、全体の 77.5%にのぼる。館内には世界宗教カレンダーが掲示され、6 宗教の年間行事が示されていた。このように各宗教の世界観を相互に尊重する環境が用意されている。

ハニinger Silvia Haninger 所長へのヒヤリング調査において、指摘された問題は 3 点あった。まず、支援対象となる母親への条件が、現在でもなお厳格なことである。例えばミュンヘン郊外に住む母親は、ミュンヘン市内に職を得ても市の助成を受けられず、幼い子どもと共に遠距離通勤する困難を抱えている。次に、施設への入居条件である。子どもが男児の場合、満 10 歳になると入居資格を失うことが挙げられた(上限を 6 歳と定めるより厳格な施設もある)。最後に、母子家庭の貧困の中でも、とりわけ移民女性の厳しい経済的事情を指摘した。言語上の困難や、短期滞在許可を得ながら住宅を確保できないという問題もある。ミュンヘン市はドイツ国内でも有数の豊かな都市であり、子どもの教育費や医療費への公的助成は相対的に大きい、それ故にミュンヘンに人口が集中し、同時に困窮する母子家庭も多いという問題がある。施設の收容員数を超える需要への対応という困難な課題がある。

4. 3. 「カルラ通り 51 番」(Karla 51)

1980 年代から 1990 年代にかけて、福音協会ディアコニー支援団体を中心に、「^{ひさし}庇のない女たち Frauenobdachlose」への支援が行われ、各地に食事処が作られた。当時家を持たない女性は“避難所”(Notquartier)と呼ばれる施設に收容されたが、男女が相部屋であったため、女性専用施設の建設が求

められていた。これを受けて福祉協会ディアコニーがミュンヘン市に働きかけ、1996年に社会法典67条に基づき「Karla通り51番地」に開設した。運営費はミュンヘン市が90%を出資し、残りの10%を市民からの寄附（現金や衣類、食糧など）（写真3）で賄っている。ミュンヘン市からの支援の更新は3年ごとに行われている。2011年には、延べ約200名の女性（母親の年齢層は18歳から82歳まで、子どもは0歳から13歳）が居住した。ミュンヘン市内に子どもと同居できる施設が限られていること、一般に入居申請から認可までの待ち時間が極めて長いこと、DV被害や離婚により住居を失った女性を緊急に受け入れるか、匿名性を旨とする施設と連携して速やかに移動させるなど、本施設の意義は大きい。滞在期間は1週間から1年以上まで様々である。施設内には、1部屋とトイレシャワー付の40戸と共同の食事処、作業場、ランドリーのほかに、一般の人びとにも安価な食事を提供できるカフェを有している。40名のスタッフの他、ボランティア・スタッフが交替で勤務し、医師やカウンセラー、社会教育士の訪問が制度化されている。医療やカウンセリングのほか、生活扶助を初めとする公的諸給付を申請する補助を行っている。

ところで、2011年はKarla 51の歴史のなかでも“苦難の年”として記憶されている。Karla 51が入居している建物の所有者が売却を決定し、或る投資会社が購入後に社員寮を建設する計画を発表したのである。Karla 51は移転先を見つけられず、運営の行き詰まりが危ぶまれたが、著名なスキーヤーMaria Rieschによる多額の寄附と支援声明がミュンヘン市民に支援の輪を広げた。最終的にはミュンヘン住宅協会（GWG）が当該建物を買い上げることによって、Karla 51の活動継続が決定した。その後の運営は、一般市民や企業からの支援により比較的安定しているという。

シュミットフーバーMaria Schmidhuber館長へのヒヤリングによれば、Karla 51は現在多くの問題を抱えている。まず、施設の運用状況が常に100%であり、入居を希望する全女性の要求に充分に応えられていないことである。Karla 51に限らず、入居条件の厳しさはミュンヘンの公的支援施設に共通する問題であるが、2011年は2132人の入居希望者のうち延べ225人が利用できたに過ぎなかった。うちドイツ人は44%、外国人が56%である。入居待ちリストは長く、1年半以上の待ち期間をもうける施設も珍しくはないようである。次に、移民外国人女性の抱える問題が深刻なことである。6言語（英語、フランス語、スペイン語、ギリシア語、ルーマニア語、アラビア語）への対応はスタッフが行うが、それ以外の言語については、ミュンヘン中央駅構内にある旅行者援護所「11番線」（Bahnhofmission"Gleis 11"）との密な連携が行われている。施設を訪れる女性の中には、暴力や極度の貧困、多額の債務、度重なる移動により心身ともに深く傷ついた人が少なくない。幼い子どもを伴った母親が経済的自立を果たすまでには大きな困難を伴い、スタッフの支援に限界を感じるという。最後に、市民の寄附やボランティアを頼りに運営することの困難がある。企業からの支援は景気の影響を受けるため財政面での波があることは避けられない。市民への呼びかけを行うなどして、安定した人的パワーと財政状況を得る努力を重ねている。

5. まとめと今後の課題

調査で取り上げた組織による支援活動の意義は以下のようなものである。第1に、両組織ともに市からの助成が運営の基盤にあり、市との密接な連携のもとで質の高い支援を行っている。一時的な避難所としてだけでなく、医師やソーシャルワーカーの定期的な訪問が制度化されるなど、自立に向けた細やかなサポート、カウンセリングの充実が窺えた。第2に、大都市の住宅難の中で、行政の支援により一定期間安全な住まいを確保でき、安定した生活基盤を構築できる意義は大きい。住居の安定が経済的自立の前提となるからである。第3に、全国的な福祉団体傘下の組織として、全国規模のネットワークを持つ利点がある。全国会議の場で、資金調達を初め情報交換、問題解決へのアプローチなどを巡る多面的な議論が行われ、支援水準の底上げにも繋がっている。

他方で施設の抱える課題も明らかになった。第1に収容定員を超える希望者への対応が出来ないことが問題である。しかし増加する移民女性と子どもへの支援が成功すれば、統合政策としても意義がある。第2に、保育環境の整備が不十分という問題がある。これは、ミュンヘン市だけでなく全国的な（特に旧西ドイツ）課題である。第3に、施設を出た後の社会住宅等への入居が約4割程であり、自立を見届ける、長期的展望の下での住宅支援が要請されている。

以上の事例調査報告において論じられなかった課題は次の点である。1. ミュンヘン市のひとり親支援策が国の支援策をどのように補完しているのかについては、同時期に実施した市の担当者およびひとり親の父親、母親へのヒヤリング調査結果を示しつつ、ミュンヘンにおける新しい住宅政策（ミュンヘン・モデル）の課題を論じることを今後の課題としたい。2. ひとり親家庭の割合が高く、財政が逼迫している地域では、支援組織がどのような問題に直面しているのか、本調査に並行して調査を行った旧東ドイツのデッサウ市、ライプチヒ市の事例、及びひとり親（父親、母親）への聞き取り調査をもとに、支援の課題を論じることとしたい。最後に、本調査ではひとり親の母子家庭支援を取り上げたが、ミュンヘンで行われている父子家庭への支援活動の調査も今後の課題である。

*本調査報告は、「日本経済研究センター研究奨励金」“子育てをめぐる家族政策の変容に関する国際比較研究—フランス・オランダ・ドイツ・韓国の先進事例と日本との比較—”（平成24年2月～平成26年2月、共同研究者：船橋恵子、廣瀬真理子、相馬直子）を頂いて実施した共同研究の一部をまとめたものである。調査協力者、小林玲子氏（Hochschule München）にも感謝申し上げる。

【注】

1. ドイツは、イタリアやスペイン等と並んで「超低出生率（lowest-low fertility）国」と位置づけられている。低出生率と人口の動向は、過去においてもしばしば強い社会的関心を集めてきたが、このテーマが西ドイツで政策的関心をもって論じられる際には、常にナチス政権下の人口政策に対する

- タブー意識が伴った。ところが、2003年に移民など、社会移動を含む総人口の減少が始まったことにより、出生行動に影響を与える家族政策への関心が急速に高まった。
2. 連邦政府が掲げる「持続可能な家族政策」は、福祉団体等、地域の支援組織の力を連携しつつ、より網羅的な支援体制作りを目指すのが、実際にひとり親が求めている経済的支援、両立支援（保育）、就業斡旋、社会的ネットワークの構築、資格の取得など（BMfFSFJ 2008:14）の希望に沿った支援を実現するための課題については、改めて調査を実施することとしたい。
 3. Berlin-Institut für Bevölkerung und Entwicklung, 2013) <http://www.berlin-institut.org/?id=817>, 2013.2.15. 検索
 4. 低所得層、特に移民の背景を持つ家庭では、生活費の足しにするために、家庭保育を選択して現金支給を受ける傾向があるため、この制度が女性の就労や、移民の子どもの言語習得を阻害する要因になりうるという批判がある。

【参考文献】

- 尹靖水 近藤理恵編（2010）『多様な家族時代における新福祉モデルの国際比較研究』学文社
- 魚住明代（2007）「ドイツの新しい家族政策」、国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』第160号、22-32
- カウフマン、F.-X.（原俊彦、魚住明代訳）（2011）『縮減する社会—人口減少とその帰結—』原書房、（Kaufmann,Franz-Xaver,Schrumpfende Gesellschaft, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main,2005）
- 菊池英明 金子能宏（2005）「社会保障における住宅政策の位置づけ—福祉国家論からのアプローチ—」国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』No.152,3-17
- キルキー、マジェラー（監訳渡辺千壽子）（2005）『雇用労働とケアのはざままで—20カ国母子ひとり親政策の国際比較—』（Kilkey,Majella 2000 *Lone mothers between paid work and care*, Ashgate Publishing Ltd in Hampshire,UK）
- 公益財団法人 日本住宅総合センター編 『欧米主要国における家賃補助制度および公共住宅制度等に関する調査研究』（No.09305）
- 小玉徹（2010）『福祉レジームの変容と都市再生—雇用と住宅の再構築を目指して—』ミネルヴァ書房
- 近藤正基（2011）「統一ドイツの福祉レジーム」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐』ミネルヴァ書房
- 近藤理恵（2010）「リスク社会におけるドイツの低所得ひとり親家庭に対する就労支援」『社会分析/日本社会分析学会（通号37）』81—98
- 斎藤純子（2012）「ドイツにおける子どもの貧困」『大原社会問題研究所雑誌』No649/2012.11、大原社会問題研究所編、16-29
- 中嶋和夫監修、尹靖水、近藤理恵編（2010）『多様な家族時代における新しい福祉モデルの国際比較研究—若者、ひとり親家族、高齢者—』学文社
- 布川日佐史（2012）「最低生活保障の日独比較」『世界の貧困と社会保障』大阪弁護士会編、明石書店 114-135

- 福原宏幸 中村健吾編 (2012) 『21 世紀のヨーロッパ福祉レジーム』 糺の森書房
- Ahrens,Regina(2012)*Nachhaltigkeit in der deutschen Familienpolitik*, Springer VS, Wiesbaden
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales(Hg.) (2013)*Lebenslagen in Deutschland-Der 4. Armuts -und Reichtums Bericht der Bundesregierung-*
- Bundesministerium für Familie,Senioren,Frauen und Jugend (Hg.)
- (2008) *Alleinerziehende in Deutschland -Potenziale,Lebenssituationen und Unterstützungsbedarfe*
- (2010) *Produktionsnetzwerke und Dienstleistungsketten-Neue Ansätze nachhaltiger Unterstützungsstrukturen für Alleinerziehende*
- (2012a) *Alleinerziehende in Deutschland- Lebenssituationen und Lebenswirklichkeiten von Müttern und Kindern: Ausgabe 28*
- (2012b) *Familienreport 2011 -Leistungen, Wirkungen,Trends-*
- Bylow,Christina(2011) *Familienstand:Alleinerziehend*, Gutersloher Verlagshaus
- Der Paritätische Bayern/Haus für Mutter und Kind(Hg.)
- (2012) *Jahresbericht 2011 Haus für Mutter und Kind*
- Fachstelle Familie Landeshauptstadt München(Hg.)(2010) *Münchner Familienbericht*
- Frauenobdach Karla 51/ Ev.Hilfswerk München(Hg.) (2012) *Frauenobdach Karla 51 2011*
- Gerlach,Irene (1996) *Familie und staatliches Handeln*, Leske+Budrich,Opladen
- (2004) *Familienpolitik*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden
- Landeshauptstadt München Referat für Stadtplanung und Bauordnung(Hg.)
- (2006)*Demographische Entwicklung und familienfreundliche Großstadt*
- (2012)*Neues Wohnen in der Stadt*

写真1:「母と子の家」施設内居室。子どもの数に応じて部屋の広さが決まる。生活に必要な家具が備え付けられている。



写真2:「母と子の家」敷地内保育所。複数の親子が利用できる共同のキッチンも備え付けられている。休日に様々なイベントを催す。



写真3:「Karla 51」への市民からの寄附。古着や本、玩具などが年齢・サイズごとに整頓されており、居住者は必要に応じて受け取ることができる。

